三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項
四　［略］
［２・３　略］
（廃止措置終了確認証）
第二十二条の十二の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。
（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）
第二十二条の十三　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～七　略］
八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
［一～五　略］
［号を削る。］
六　［略］
七　［略］
八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
九　廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書
十　［略］
３　［略］
［条を削る。］
（電磁的記録媒体による手続）
第二十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第六において同じ。）及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
［一・二　略］
三　前条第一項の報告書
［様式を削る。］
［様式を削る。］
［様式を削る。］
別記様式第６（第28条関係）　［略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項
四　［同上］
［２・３　同上］
［条を加える。］
（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）
第二十二条の十三　［同上］
［一～七　同上］
［号を加える。］
２　［同上］
［一～五　同上］
六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
七　［同上］
八　［同上］
九　品質保証計画に関する説明書
［号を加える。］
十　［同上］
３　［同上］
（身分を示す証明書）
第二十八条　第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。
（電磁的記録媒体による手続）
第二十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
［一・二　同上］
三　第二十七条第一項の報告書
別記様式第５の２（第28条関係）　［略］
別記様式第５の３（第28条関係）　［略］
別記様式第６（第28条関係）　［略］
別記様式第７（第29条関係）　［同上］